

Title	規則の懐疑論とコミュニティ
Author(s)	大石, 敏広
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42001
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	おお いし とし ひろ 大 石 敏 広
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 8 4 7 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 11 年 6 月 3 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科 哲学哲学史専攻
学 位 論 文 名	規則の懐疑論とコミュニティ
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 里 見 軍 之 (副査) 教 授 中 岡 成 文 助教授 入 江 幸 男

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、「言語の規則」あるいは「意味の規範性」を基礎づけることができるか否かという問題を、ウィトゲンシュタインが提起した議論を手がかりに綿密に論じたものである。

「第 I 章 「懐疑的議論」が示していること」では、規則にはいかなる行為でも対応させることができるということ論拠にした、「規則に従う」ということについてのウィトゲンシュタインの「懐疑論的議論」が取り上げられる。クリプキはここから、「意味は存在しないのであって、言語は無意味である」という極端な帰結を導き出したが、筆者はこれはクリプキの誤読であって、ウィトゲンシュタインは「日常的な言語使用を批判」しているのではなく、意味の規範性を「正当化」しようとする「意味の哲学理論」を批判しているにすぎないと言う。なお、「意味の哲学理論」の一方の代表はゴールドファーブやギネットのディスポジション説やマッジンの能力説などの還元主義であるが、これは言語の使用を記述することと基礎づけることを混同したり、循環論法に陥っていることから、やはり意味の規範性の正当化はできていないし、また一方のライトやボゴジアンなどの非還元主義は、意味をそれ自体として端的に受け入れているように見えるが、それなら実質的なことは何も主張しているわけではないことになるか、あるいは、一種の「主義」として、還元主義と同じことになる。

「第 II 章 「懐疑論的解決」と〈コミュニティ〉」では、クリプキが懐疑論的パラドックスを克服するために提起した「懐疑論的解決」について論じられる。クリプキはウィトゲンシュタインが『論理哲学論考』の真理条件的意味論から『哲学探求』の正当化条件的意味論への移行を成し遂げたと解釈しているが、筆者はここにもクリプキの誤読を見ており、ウィトゲンシュタインは日常の有意味な言語活動を事実として承認しているだけで、新たな正当化理論を構想してはいなかったと考える。そもそも正当化条件的意味論であれ何であれ、「意味の哲学理論」は徒労に終わるのは第 I 章で見たとおりである。ただし、言語が適切に使用される状況とその条件とを大雑把に記述することは可能であり、これを正当化条件の問題として考えることはできるから、クリプキの問題提起も無駄ではなく、彼が「コミュニティ」を意味帰属の正当化条件に組み入れていることは評価できる。マッジンなどはこの点に反対しているが、コミュニティという正当化条件を意味の規範性の哲学的基礎づけとはみなさず、単に言語使用の状況の記述とみるならば（これ

はウィトゲンシュタインのとった道であり、クリプキがとるべき道である)、それなりの意味がある。

「第三章 <コミュニティ>をめぐる問題点」では、先ず、ロビンソン・クルーソーやローマの伝説上の人物ロムルスのように「孤立した状態にいと考えられた個人」であっても、彼が「規則に従っている」と「我々」が判断でき状況が存在しうるかぎり、「我々」の「コミュニティ」の仲間であるということから、結局は「コミュニティと相互作用していると考えられた人間」の問題に論点が移される。この場合、「共有可能な言語」が「実際上の一致」(マルカム)である必要はなく、「可能な一致」(ペイカー&ハッカー)を有すればよい。要するに、「我々コミュニティ」と共有可能なことが要件となる。ウィトゲンシュタインはこの問題を論じているわけではないが、彼が「生活形式の一致」と述べている事態に対応していると言える。筆者が提示しているもの以外の共同体説は、「我々コミュニティ」という視点を外している限り、あるいは、規則遵守の行為にどうしてコミュニティが関わってこざるをえないかという問題に答えていない限り、無効である。

以上のような議論に基づいて、筆者は「意味の規範性」に関する哲学的正当化は不可能であり、實際上我々コミュニティにおいて言語の使用の仕方はおおよそ一致している、というほかないという結論を導出している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、ウィトゲンシュタインの問題設定と、これについての主としてクリプキの解釈を手がかりに「意味の規範性」に関して論じた労作である。そして、これにまつわる内外の諸家の見解をまことに綿密に批判しつつ、「意味の規範性」は哲学的に基礎づけることのできるものではなく、現にそれぞれのコミュニティにおいて通用しているという「生の事実」を確認、記述できるだけである、という解答を与える。筆者のこの解釈は周知の「言語の意味は使用である」という後期ウィトゲンシュタインの立場を強固に裏付けることになるし、また、ウィトゲンシュタインが論じきっていない点まで取り上げることによって彼の論を補強したことにもなる。さらに、本論文によって読者は現今の言語哲学のヴィヴィッドな動きを概観することもできる。

しかしながら、本論文にも問題がないわけではない。すなわち、「意味の規範性」に関する一切の哲学的な分析を無意味なものとして否定し、当該のコミュニティにおいて正当化なしに盲目的に言語が通用しているということの記述ができるだけである、という筆者の見解もまさに一種の哲学的な分析ではないのか、ということである。換言すれば、基礎づけ主義を批判する理論自体も、やはり基礎づけを要するのではないのか、という自己言及の問題に関わる。自己のみを例外扱いし、免責はできないはずである。また、哲学的正当化なしに、現に日常言語はおおむね支障なく通用しているという言い分にしても、それは引力について知らなくても、ちゃんと地上を歩けるという言い分と同じで、学の無用性を根拠づけることにはならないであろう。

このような問題はあるものの、本論文が論じている範囲内では論旨は見事に一貫しており、ウィトゲンシュタイン研究として、また特に「意味の規範性」論として極めて優れたものである。よって本研究科委員会は、本論文を博士(文学)の学位を授与するに十分な価値を有するものと認定する。